

⌊

ご本人様控

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

令和7年中（令和7年1月1日から令和7年9月30日まで）の納付済保険料額

各年に分けて申告する場合の証明額

納付状況の内訳

- 「済」は令和7年中に納付した月を示しています。
- 「見」は令和7年中に納付が見込まれる月を示しています。

社会保険料控除の申告の際は、
ここから切り取ってご使用ください。 ↓

**社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書**

証明日：令和7年10月1日
令和7年中の納付済保険料額

各年に申告する場合の証明額

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

**社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書**

証明日：令和7年10月1日
令和7年中の納付済保険料額

各年に申告する場合の証明額

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

**社会保険料(国民年金保険料)
控除証明書**

証明日：令和7年10月1日
令和7年中の納付済保険料額

各年に申告する場合の証明額

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について

●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。

●ご家族の保険料も控除の対象です。

生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。

●お問い合わせ

（１）日本年金機構ホームページ

控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。

右の二次元コードよりご利用ください。

（<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2025.html>）

二次元
コード

（２）ねんきん加入者ダイヤル

TEL：0570-003-004（ナビダイヤル）

全国一律の通話料金でご利用いただけます。

通話料定額プランの対象外です。

050から始まる電話でおかけになる場合(東京)03-6630-2525

＜受付時間＞ 月～金曜日 8:30～19:00

第2土曜日※ 9:30～16:00

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は

ご利用いただけません。

●令和7年中に納付した保険料は令和7年分として申告できます。

10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」または「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。

●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データが便利です。

（環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。）

マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をする

と令和8年分以降、控除証明書を電子データで受け取ることができます。

令和7年分の電子データを受け取りたい場合は、

マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子データの

再交付申請をしてください。

電子送付の希望登録をすると、紙の郵送が停止されます。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html）

●再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ

あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な方や、添付すべき領収証書をなくした方は、再交付ができます。

ねんきんネットを利用すると簡単に再交付申請できます。

右の二次元コードよりご利用ください。

（https://www.nenkin.go.jp/n_net/）

二次元
コード

二次元
コード

●前納した国民年金保険料の社会保険料控除

前納した国民年金保険料について、社会保険料控除を申告する場合は、以下の（１）または（２）のどちらかを選択してください。

（１）全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合）

本証明書の「令和7年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている合計額が証明額となります。

申告の際には、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。

（２）各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合）

各年の控除額は下表の例のように算出します。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。

（２）の方法で控除を受けた場合、（１）の方法に戻すことはできません。

また、令和8年に令和8年分と令和9年分をまとめて控除することもできません。

❗ 本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。

【例】各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合

控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で20カ月分（令和7年8月分から令和9年3月分）344,260円を前納した場合
㉠令和7年	（令和7年4月から令和7年12月までの9カ月分） 408,150円×9カ月／24カ月＝153,057円	（令和7年8月から令和7年12月までの5カ月分） 344,260円×5カ月／20カ月＝86,065円
㉢令和8年	（令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分） 408,150円×12カ月／24カ月＝204,075円	（令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分） 344,260円×12カ月／20カ月＝206,556円
㉣令和9年	（令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分） 408,150円－㉠－㉢＝51,018円	（令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分） 344,260円－㉠－㉢＝51,639円

※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。

【注意事項】

●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。

●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合
・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）

など

【注意事項】

●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。

●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合
・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）

など

【注意事項】

●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。

●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合
・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）

など